

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 28 年 11 月 22 日
東村山市議会議長 様

議席番号 22 番
質問者 山口 みよ

記

| 番号 | 質問の項目と要旨 |
|----|---|
| 一 | 生活保護受給者の資産調査強化をやめよ |
| | <p>これまで生活保護申請時だけだった預貯金などの資産申告を、厚労省が 2015 年 3 月の通知で一律に年一回に増やしました。</p> <p>これを基に、東村山市の福祉事務所から受給者の所に資産申告書を 2016 年 11 月末までに出すようにと一斉に通知書が送られています。</p> <p>このような資産調査の強化は人権侵害ではないかと考え、以下質問いたします。</p> |
| | <p>①資産申告書の内容を伺う。</p> <p>各項目名 預貯金通帳のコピーはいつからいつまでか 資産申告書を 1 年に一階とした目的は何か。 通知書の最後にこれに従わなければ生活保護の打ち切りもありうるなどということが書かれているが、この指示はどこから出されたものか。</p> |
| | ②現金の確認はどのようにして行っているか。 |
| | <p>③訪問について</p> <p>生活保護手帳には「抜き打ちで行うことが望ましい」と書かれているようだが、実行をしているのか伺う。 受給者宅へは CW が訪問するのか、または委託業者が訪問するのか伺う。 抜き打ちで訪問する理由を伺う。</p> |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

一般質問通告書

No.2

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 28 年 11 月 22 日
東村山市議会議長 様

議席番号 22 番
質問者 山口 みよ

記

| 番号 | 質問の項目と要旨 |
|----|--|
| 二 | <p>国民健康保険税の引き下げを求める</p> <p>国民健康保険制度は社会保障制度であることを後方に追いやり、自助・共助だと強調し、国も市も補助額を減らし、国保加入者の自己負担が大幅に増えています。このため病気になっても病院に行けず、患者になれない人が増え、人権問題だとして社会問題になっています。</p> <p>① 2008年度と2015年度の2割減免・5割減免・7割減免の世帯数と割合を伺う。</p> <p>② 2008年度と2015年度の算定基礎額が100万円以下・200万円以下・300万円以下・400万円以下・500万円以下・600万円以下・700万円以上の世帯数と割合を伺う。</p> <p>③ 差し押さえ件数のうち預貯金通帳や保険など金融資産の内訳と夫々の件数を伺う。 <i>給料と思われるものもその中に含まれているか。</i></p> <p>④ 2016年度の国からの保険者支援金額はいくらか。 国保税の引き下げに使う考えはないか伺う。</p> <p>⑤ 総括的に市長の考えを伺う。</p> |
| | |

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 28 年 11 月 22 日

議席番号 22 番

東村山市議会議長 様

質問者 山口 みよ

記

| 番号 | 質問の項目と要旨 |
|----|---|
| 三 | <p>水害対策のまちづくりについて</p> <p>台風 9 号によりかつてない被害が市内全域に広がりました。市の防災まちづくりの方針の中から伺います。</p> <p>①最近のゲリラ豪雨に対処するには緊急の対策が必要と考える。水害対策については、どのような対策会議が開かれているのか。</p> <p>②方針で出されていることの具体化は専門家を入れた中で、行っているのか伺う。(流量計算、貯留槽・貯留タンク・浸透枳などの貯水量計算など)</p> <p>③具体的な実施はいつまでに行うのか。</p> |
| 四 | <p>コミュニケーション事業を無料に</p> <p>全ての障がい者に対する支援は障害者が生きていくための権利であって、そこに自己負担を強いるのは間違っています。その中でも特に言語であるコミュニケーション支援事業については聴覚障害者にとって、生きていくために必要な権利です。</p> <p>①市内の聴覚障害者の全人数を伺う。 小学校と中学校の児童生徒数 高校生と大学生の人数</p> <p>②無料にした場合、市の予算はいくらになるか。 通院と教育は無料となっているがそれぞれの利用回数と時間数、年齢層(小中学生・高校大学生・社会人)を伺う。</p> <p>③障がい者自立支援法が成立し、10%の利用料が発生してからとそれ以前の利用状況はどのように変化したか。</p> <p>④都内で有料としているのは、東村山市だけとなっているが、有料にこだわる理由は何か。市長に伺う。</p> |